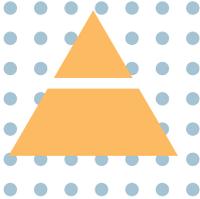


その1 災害補償課

先日起きた台風災害に自家用車で出勤し、団詰所付近に駐車させてから、災害現場付近で土嚢積み作業などの消防団活動を行った後、詰所に戻ってみると、増水した河川から発生した濁流で駐車した付近は既に冠水していました。自家用車は既に流されてしまったようで、現在もみつかりません。

新たに車を買替えようと思うのですが、この場合、自動車等損害見舞金支給事業を申請するために必要な添付書類である写真や修理見積書などを提出することができません。どのように申請をすればよろしいか教えてください。



ご存知のとおり、自動車等損害見舞金をご申請いただくためには、所定の見舞金申請書に、

- 1 自動車等の修理を要する部分（破損箇所）が確認できる写真
- 2 自動車等の修理の内容がわかる請求書又は見積書
- 3 自動車等の修理費額を証明する領収書

を添付してご提出いただくこととなっておりますが、本件の場合、1～3の申請書の提出が現実的に不可能であるものと思われるので、それぞれに代わるものとして以下の資料をご提出ください。

・ 1に代わるものとして、

①申請者による写真入手不能理由書及び同僚団員等に係る現認書の2点をご提出ください。

・ 2に代わるものとして、

自動車等損害見舞金支給事業は自動車等を修理した場合に支給されるものですが、自動車等が損害により大破した（廃車になった）ために修理をすることが適当ではない自動車等については、通常、「仮に修理した場合における見積書」又は「損害額がわかる公的機関発行のり災証明書」若しくは「保険会社発行の損害査定書」を提出いただくこととしていますが、本件の場合、車が流失していることから、書類の作成が現実的にできないので、②修理をした場合の見積書を作成することができない理由を明示した書類をご提出ください。

・ 3に代わるものとして、

③自動車等の買い替えた額を証明する領収書をご提出ください。

なお、①、②については、それぞれ確認した内容を任意の様式にまとめて作成し、ご提出いただいてもかまいません。